

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	宍粟市公共料金審議会（第1回）	
開催日時	令和3年10月8日（金）14時00分から16時00分まで	
開催場所	宍粟市役所4階 401・402・403 会議室	
会長	森脇 常公	
副会長	梶浦 妙子	
委員	(出席者) 植木 政夫 内海 寿一 尾崎 一郎 加治 瑞穂 下川 秀美 山國 和志	(欠席者)
事務局	太中豊和、祐谷佳孝、坂井高誉、宮本雅博、小池信仁、岸根和弘、大谷広宜、西嶋義美、谷本供三	
傍聴人数	0人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	公開・非公開	(非公開の理由)
決定事項	(議題及び決定事項) ・会議内容について、中立性を損なわないように第2回目以降は非公開とする。 ・会議録については、全ての議事が終了し、市長への答申を提出後に公開する。 ・次回開催日は10月29日（金）とする。	
会議経過	別紙のとおり	
会議資料等		
議事録の確認	令和3年10月29日開催の第2回公共料金審議会にて確認	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
委員	<p>○開会</p> <p>○委嘱状の公布（市長より各委員へ）</p> <p>○市長あいさつ 先般、和歌山市で、水管橋の崩落により約6万世帯が断水するという大きな事故が起きております。水道は私たちの生活の上で欠くことのできない重要な事業です。安全な水をいつでも供給することは市にとっても重大な責務であると考えています。 宍粟市の広大な面積の中でそれぞれの使用者に水を供給するために、給水区域を網羅する長距離の水道管や、山間の高低差を超えるためのポンプ設備など、数多くの施設を設置して水道事業を運営していますが、これらの施設の更新や維持管理を水道料金によって賄っているところです。 広大な面積を有する宍粟市では施設整備の効率が悪く、どうしても各使用者の負担が大きくなりますが、安定した水の供給を行うための施設整備や維持管理のために、料金はどうかあるべきなのか。市からも現状を正確にお伝えし、水道事業のあるべき姿を、皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。 コロナ禍という厳しい状況の中、市民の皆さんは大変な生活をされています。それでも、水道事業の運営のために、料金改定案を諮問させていただきました。ほとんどの市民が加入されている状況で、水道料金だけで維持費を賄うのか、それに対する税の負担をどうするか、そして使用者負担の割合をどうするか。非常に難しい課題ですが、宍粟市の水道が持続可能となるように、皆さま方のご意見をいただきたいと考えています。宜しく願い申し上げます。</p> <p>○審議会委員の紹介 ・委員自己紹介 ・事務局自己紹介</p> <p>○会長・副会長の選出 （委員より特段の意見がなかったため、事務局案を提案・異議なし） ・会長 森脇 常公 委員 ・副会長 梶浦 妙子 委員</p> <p>○会長、副会長あいさつ</p> <p>○諮問 ・市長より会長、副会長に諮問</p> <p>○協議事項 （１）宍粟市公共料金審議会について 事務局より宍粟市公共料金審議会について説明</p> <p>会議の公開が不適切であると決したときは公開しないことができるとありましたが、もう少し詳しい説明をお願いします。また、前回の公共料金審議会についての状況説明も併せてお願いします。</p>

事務局	<p>会議の公開・非公開について、宍粟市自治基本条例第 19 条で、附属機関の会議については、公開を原則とすると定めていますが、会議を公開することにより、公正または円滑な運営に著しい支障を生じると認める場合については、公開しないものとできます。会議の全部または一部を非公開とするときには、附属機関の長が会議に諮って行いますので、この会議で決定をしていただく必要があります。</p> <p>会議録の公表について、審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ、または特定の者に不当の利益を与え、もしくは不利益を及ぼす恐れがあるものについては、一定の期間開示をしないとすることができます。</p> <p>また、前回の公共料金審議会につきまして、第 1 回は公開しましたが、委員から、会議に出席する中で、市民の皆さんから情報が直接寄せられることにより、審議の中立性が損なわれる可能性があるとの申出があり、2 回目以降を非公開としました。その他、特別職の報酬審議会というものもあります。これも中立性が損なわれるという理由で第 2 回目以降については非公開としております。</p>
委員	<p>この審議会の目的は、一市民の立場から見て、それぞれの立場で意見を述べるということだと思う。料金の負担について、一般市民から、自分がこう言っていると思われると、やや発言しづらくなります。できれば、第 1 回を除いて非公開としていただければと思います。</p>
会長	<p>挙手により採決をしたいと思います。会議の非公開に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成により会議を非公開と決定)</p>
会長	<p>次に会議はいつから非公開にするか、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の会議については、既に資料等を議会にも提出しており、公開されております。実質的な審議は、第 2 回からになりますので、第 2 回から非公開ということではいかがでしょうか。</p>
会長	<p>質問や意見がありましたらよろしく願いいたします。</p> <p>特に発言もありませんので、第 2 回の公共料金審議会から非公開としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、第 2 回公共料金審議会から非公開とさせていただきます。次に会議の資料と会議録の公表時期について議論します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>会議録の非公表というのは期間が限定されます。この議事が終了し、委員会として市長に答申をされた後、公表をしていくべきかと考えています。また、会議録の委員さんそれぞれのご発言ですが、個人が特定されない形で委員発言という形で〇〇委員という氏名は記載しない。また、会長、副会長につきましては、個人的な発言だという前置きをしていただきますと記録上は 1 人の委員としての発言という形で記録を残させていただきます。</p>

会長	<p>皆さんの意見はいかがですか。 意見ありませんので、条例等に則って、会議の資料と会議録については、諮問に対して答申した後に公表するという事によろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>会議の資料と会議録については、市長に答申した後に公表させていただきます。ただし、第1回の公共料金審議会は公開としておりますので、会議の資料と会議録は、準備出来次第公表させていただきます。 それでは、次に水道料金の改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2) 水道料金の改定について (事務局より【資料①】について説明)</p>
委員	<p>3 ページの一般会計の繰入金について、単純にお金が足りないから繰り入れるのではなく、建設改良費の割高など、一定の条件の場合だけ認められるのであって、ただ単に採算が合わないから、不足分を見てくださいではないということですね。</p>
事務局	<p>その通りです。一定のルールに基づいて、総務省によって認められています。</p>
委員	<p>児童手当に要する費用について、もう少し詳しく説明をお願いします。</p>
事務局	<p>一般の企業においても、児童手当については当該企業ではなく、地方公共団体が負担すべきものですので、形式上は水道会計から水道事業の職員に児童手当を支給していますが、本来は、水道事業としてではなく、地方公共団体としての宍粟市として支給すべき費用ですので、その分については、一般会計が負担する仕組みになっております。</p>
委員	<p>結局、そこも含めて今の費用のベースになってるということですか。水道会計が一般的な赤字会社と考えれば、黒字にする方法は単純です。売上げを増やすか、費用、変動費を下げるか、固定費を削減するか。児童手当という固定費部分を、料金で負担するのではなく一般会計で補填するという意味ですか。</p>
事務局	<p>その通りです。 (続けて事務局より【資料①】について説明)</p>
会長	<p>各委員の意見の発表等は、第2回の審議会から行いたいと思います。本日は説明資料の内容について、分からない点を確認していただきたいと思います。</p>
委員	<p>(次回、審議するために必要となる資料を各委員から次のとおり提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場の運転管理委託について (委託の範囲や業者選定方法等) ・今後 10 年間の老朽化施設を更新する整備計画について ・有収率に関して (作った水の使われ方) ・料金回収率の低さについての分析 ・一人あたり使用水量についての比較 ・隣接団体として姫路市の状況 ・全国的に山間部で似たような状況にある水道事業の状況 ・改定後の料金と他市町料金との比較

事務局	<p>・将来的に過疎が進んだ場合の水道施設整備の考え方</p> <p>次の審議会までに資料を用意します。</p> <p>○その他 (1) 第2回宍粟市公共料金審議会の開催日について (事務局から第2回を10月29日金曜日で提案)</p>
委員	<p>今後の予定について、何回ぐらいの開催なのか、日程概略を聞きたい</p>
事務局	<p>全部で4回程度の開催を予定してます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回 10月29日(金) ・第3回 11月19日(金) ・第4回 12月10日(金)
会長	<p>あくまでも事務局案ですので、まずは第2回審議会の日程を決めたいと思います。皆さん予定はいかがでしょう。</p>
委員	<p>会議の時間について、今回と同じ時間でなくても、夜の時間の会議でも良いのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>夜より昼間の会議の方が出席しやすいです。</p>
副会長	<p>皆さん、それぞれに予定があるかと思いますが、全員の希望を合わせるの難しいのではないのでしょうか。当日都合が悪くて欠席された場合でも、質問や意見を貯めておいて、次回出席できるときに、たくさん意見を出していただくという形ではいかがでしょうか。</p>
委員	<p>この条例に書いてあるとおり、全員が出席できなくても良いのではないかと。</p>
会長	<p>委員過半数の出席が必要ですが、3分の2程度が出席できればと思います。意見が多くて、取りまとめが難しい部分もありますが、10月29日(金)14時開催ということで皆さんいかがですか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>会場はこちらでよろしいか。</p>
事務局	<p>会議場所は調整させていただきます。一宮や波賀のホールで開催する可能性もあります。委員によっては移動距離が変わりますがご了承ください。</p> <p>また、会議資料については、事前配布しますので、都合が悪くて出席できない場合でも、意見や質問等について事務局までご連絡いただければ、当日皆さんと情報共有できるかと思います。</p>
副会長	<p>○閉会</p> <p>皆さん長時間お疲れさまでした。たくさん意見が出ました。初回ということで、説明が中心でしたが、次回からは本格的な審議ということで、我々も質問事項等をしっかりまとめておいたらと思います。</p> <p>本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。</p>